

## 訪問看護ステーションとよの 料金表

2023年4月1日現在

※介護保険からの給付サービスを利用する場合、原則として基本料金（料金表）の1割～3割です。（介護保険負担割合証による負担割合です。）但し、介護保険の給付範囲を超えたサービス料金は全額自己負担となります。

※医療保険の方は医療保険の制度に基づいた請求になります。

### 1. 訪問看護費（介護予防訪問看護費）（単位数：金額は1割負担の場合の目安）

訪問時間区分	要介護1～5	要支援1・2
20分未満	320円	309円
30分未満	480円	460円
30分以上1時間未満	839円	809円
1時間30分未満	1,149円	1,110円
理学療法士、作業療法士 又は言語聴覚士	300円	289円

※上記の金額は長野市（7級地）の報酬単価（1単位10.21円）で計算したものです。

長野市以外の北信地域の市町村の報酬単価は1単位あたり10円です。

※加算についても上記と同様に計算します。

### 2. 加算

#### (1) 夜間・早朝加算、深夜加算

- ・夜間（午後6時～午後10時）と早朝（午前6時～午前8時）→基本料金に対し25%増し
- ・深夜（午後10時～午前6時まで）→基本料金に対し50%増し

#### (2) 複数名訪問看護加算

- ・30分未満→259円/回
- ・30分以上→410円/回

#### (3) 長時間訪問看護加算（特別管理加算の対象者で1時間30分を超え看護を行った場合）

- ・306円/回

#### (4) 初回加算（新規に訪問看護計画を作成した利用者に対して訪問看護を提供した場合）

- ・306円/回

#### (5) 退院時共同指導加算

病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中（入所中）の方が、退院（退所）するにあたり、訪問看護ステーションの看護師が病院等の主治医、職員と共同して、在宅での療養上必要な指導を行い、その内容を文書により指導を行った場合

- ・612円/回

#### (6) サービス提供体制強化加算（勤続年数3年以上の職員を30%以上配置している場合）

- ・6円/回

#### (7) 緊急時訪問看護加算

利用者又は家族等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制にある事業所が、利用者の同意を得て、①利用者・家族等に対して24時間連絡体制にあり、さらに、②計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合

- ・586円/月

- (8) 特別管理加算（特別な管理を要する利用者に対して計画的な管理を行った場合）
  - ・特別管理加算（Ⅰ）510 円／月
  - ・特別管理加算（Ⅱ）255 円／月
- (9) ターミナルケア加算  
死亡前 14 日以内に 2 回以上訪問看護を実施した場合、主治医との連携の下に家族等の同意を得て計画的にターミナルケアを実施した場合
  - ・2,042 円／回
- (10) 看護体制強化加算（厚生労働大臣が定める基準に適合している場合）
  - ・看護体制強化加算（Ⅰ）612 円／月
  - ・看護体制強化加算（Ⅱ）306 円／月
- (11) ケアハウスりんごの里に居住する方の訪問看護は通常の単位数の 10%減算になります。

### 3. その他の料金について

- (1)訪問看護に必要な材料費等（保険適応外の衛生材料）
  - ・実費を徴収します。
- (2)急性増悪等で特別訪問看護指示書が主治医より交付された場合
  - ・医療保険による訪問看護の請求に切り替わります。
- (3)交通費（往復・医療保険・労災保険のみに適用）

・ 5 km未満	216 円
・ 5 km以上 10 km未満	432 円
・ 10 km以上 20 km未満	648 円
・ 20 km以上	864 円

以 上